

第5回 経済建設委員会

令和5年9月8日（金）	開会 8時56分
5階 第1委員会室	閉会 10時46分

午前8時56分 開会

○委員長（辻 正之君）

おはようございます。

今日は全員の方にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

先日8月22日と、8月23日、経済建設委員会で山口市と防府市へ視察に行っていました。犬塚委員はご欠席でしたけれども、ありがとうございます。

行く道中は新幹線を使いましたが、その中で感じたことは、やはり外国人の方が非常に目についてというのが印象でした。インバウンドで海外から日本に多く来て見えるということがこれで実感として感じたわけです。

この地方再生においては、やはりこれからは観光というのが大きな産業になるというふうにもよく言われております。瑞浪市においても、やはり観光が重要視されてくるのではないかとこのように考えております。

その中で、やっぱり観光で一番大切なものは一体何かといいますと、やはり歴史的なものがあるかどうか。それから、自然景観が美しいもの。そして、時代に合ったものを作り出す、この3つが要素になっていることですので、こういったものをしっかりと見まして、そして、現代に合ったソフトを作ることで、外国人が瑞浪市にも訪れるようになってくると思います。

あの地元の企業の皆さんは、一生懸命イノベーションして、お客様を集める努力してみようということは分かりますけれども、市全体でもそういったことを考えていく必要があるかなと思っておりますのでお伝えしたいと思います。

挨拶に代えさせていただきます。

それでは、傍聴の申し出がありましたので、これを許可いたします。

それから、上着は、暑いですので着脱を許可しますので、よろしく申し上げます。

それでは、ただ今から令和5年第5回経済建設委員会を開会いたします。

○委員長（辻 正之君）

それでは、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

執行部説明後の質疑にあたっては、一度に複数の質疑は行わず、一問ごとにできるだけ簡潔に、はっきりと聞き取りやすい発言をお願いいたします。

また、質問等の答弁にあたっては、関係する係員の入室を認めますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（辻 正之君）

それでは、議第66号 瑞浪市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の説明を求めます。

商工課長 豊崎 忍君。

○商工課長（豊崎 忍君）

おはようございます。それでは、議第66号 瑞浪市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案集の5ページ、議案資料の5ページをお願いします。

本年の4月1日に、岐阜県の企業立地促進事業補助金の対象業種に物流施設が追加されたことから、県の要綱改正に合わせて、「瑞浪市内で物流拠点関連施設を設置する事業者を奨励措置指定の対象とするため」条例改正を行うものです。

新たに対象とする業種は、日本標準産業分類に掲げる①「大分類「運輸業、郵便業」のうち、中分類「運輸に附帯するサービス業」の中で、「集配利用運送業を除く貨物運送取扱業」と、②「商品の集荷、仕分、発送等を複合的に行うための物流拠点、又は流通過程において加工場を設置する「大分類Ⅰの卸売業、小売業」」です。

対象業種の詳細については、条例施行規則において定めていることから、こちらも改正を行います。

議案資料の5ページ、新旧対照表をお願いいたします。

今回の条例改正については、第2条第1項第1号に用語の追加として、「カ 卸売業・小売業 卸売業、小売業に係る事業で市長が認めるもの」を追加し、同条第5号中、「又は電気業」を「、電気業、宿泊業又は卸売業・小売業」に改めます。

議案集の5ページをお願いいたします。

附則で、この条例は公布の日から施行するものと定めています。

以上、説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（辻 正之君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

5番 小木曾光佐子君。

○5番（小木曾光佐子君）

先ほど、県の条例が変わったっていう話でしたけど、4月に変わってると思うんですけど、何でこの今のタイミングになったんでしょうか。

○委員長（辻 正之君）

商工課長 豊崎 忍君。

○商工課長（豊崎 忍君）

4月の段階で改正されておりますが、5月のときに県からこういう改正をするということで、遡ってということですので、今の対応となっております。

○5番（小木曾光佐子君）

間に合わなかったんやね。

○委員長（辻 正之君）

6番 樋田翔太君。

○6番（樋田翔太君）

カのところ、「卸売業・小売業」と「卸売業及び小売業」というふうに、これ別の業態なんだろうなと思うんですけど、ちょっとその辺の理解が進んでなかったの、詳しく説明してもらえますか。

○商工課長（豊崎 忍君）

すみません。もう一度お願いします。

○6番（樋田翔太君）

「卸売業・小売業」と「卸売業及び小売業」の区分けですね。そこをちょっと詳しく説明をいただきたいです。お願いします。

○委員長（辻 正之君）

商工課長 豊崎 忍君。

○商工課長（豊崎 忍君）

新旧対照表では、カのところだけがちょっと載っておるんですけども、条例そのものにつきましては、ここについてはまず最初に業種ということで、ほかのところでは、例えば、電気業というものがあまして、それについて、発電設備の設置により発電を行う事業とか、後ろに説明があります。

○6番（樋田翔太君）

分かりました。

○委員長（辻 正之君）

5番 小木曾光佐子君。

○5番（小木曾光佐子君）

今のところ、条例の中に、「アイウエオ」があつて「カ」が追加されたんですが、なんか「ア」と「エ」は市長が認めるものと書いてなくて、そこのところを今、これも市長が認めるものとしてあるんですけど、市長の認めるものと認めなくてもいいものの業種の違いはなんでしょうか。

○委員長（辻 正之君）

商工課長 豊崎 忍君。

○商工課長（豊崎 忍君）

「市長が認めるもの」と文言が入っているところにつきましては、その前にこの業種につきましては、その業種に係るものというところで、詳細な限定がありませんので、そこに関わるものの中で市長が認めるもの。

先ほどの電気業なんかで言いますと、発電設備の設置により発電を行う事業ということで、限定的な書き方をしていますので、そのあたりで市長の認めるものというところで、大きく・・・。

○委員長（辻 正之君）

7番 柴田増三君。

○7番（柴田増三君）

第2条第5項のところですけど、その中に宿泊業というのが入ってきたんやね。これはどういう意図してる部分があるのか。

○委員長（辻 正之君）

商工課長 豊崎 忍君。

○商工課長（豊崎 忍君）

これは大変申し訳ないんですけども、平成30年6月21日の条例第27号において、宿泊業は、第2条第1項第1号の5として追加する改正をしておりましたが、この同項5号への追加もありましたので、今回整理させていただきましたので、よろしく願いいたします。

○委員長（辻 正之君）

あと、よろしいでしょうか。

1番 成瀬徳夫君。

○1番（成瀬徳夫君）

奨励措置ということなんだけども、この各業種の中で、グループ会社のこの会社が奨励しますよということを出して、グループ会社の中でまた違う事業をやる方が出てくると思うんですけども、こういう方々も対象になりますか。

もし、運送会社さんが、宿泊施設業をやりたいんだという、2本立てになってくるんだよね。どんな人がやってくると。

○委員長（辻 正之君）

商工課長 豊崎 忍君。

○商工課長（豊崎 忍君）

ここの、グループ会社ですね。確認させてください。

○委員長（辻 正之君）

経済部長 鈴木創造君。

○経済部長（鈴木創造君）

例えば多角化で今おっしゃった運送会社がホテル業をやられるというような事例でしたよね。対象になるというふうに考えております。

○委員長（辻 正之君）

ほか、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにも発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（辻 正之君）

これより、本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第66号 瑞浪市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第66号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（辻 正之君）

次に、議第72号 財産の処分についてを議題といたします。

本議案について、執行部の説明を求めます。

商工課長 豊崎 忍君。

○商工課長（豊崎 忍君）

それでは、議第72号 財産の処分についてご説明をいたします。

議案集の15ページ、議案資料14ページをお願いいたします。

本議案は、「瑞浪市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、財産の処分について議会の議決をお願いするものです。

処分する財産は、瑞浪クリエイション・パーク内の土地で、「事業用借地権設定契約公正証書」に基づき、株式会社ハナノキに賃貸しており、同社が操業しています。

位置につきましては、議案資料14ページの位置図に緑色で示した区画でございます。

それでは、議案集にて説明をいたします。

15ページをお願いいたします。

処分の理由は、瑞浪クリエイション・パーク内の賃貸借区画用地にて、操業中の借受人から公正証書の規定に基づき、土地購入の申し出があったためです。

処分しようとする土地は、瑞浪市山田町字子洞2002番地及び2003番地の2筆で、地目は宅地、土地の面積はそれぞれ3,315.83平米と2,248.41平米、合計5,564.24平米となります。

売却金額は、1億3,141万9,000円です。

売却の相手方は、愛知県北名古屋市井瀬木井の元36番地、株式会社ハナノキ、代表取締役 池山真一郎氏です。

以上、よろしくお願いたします。

○委員長（辻 正之君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

4番 熊谷隆男君。

○4番（熊谷隆男君）

地積と売却金額が出とるわけやけども、積算はどのようにして、自分でやられたかお聞きしたい。

○委員長（辻 正之君）

商工課長 豊崎 忍君。

○商工課長（豊崎 忍君）

売却の試算ですけれども、それぞれ2区画とも、平成19年度の中小企業基盤整備機構からの売却価格を元にしております。この価格から路線価の補正率ということで、今回は89%をかけさせていただいております。

○委員長（辻 正之君）

4番 熊谷隆男君。

○4番（熊谷隆男君）

89%というのはどこから来るかとか、その辺のところもちょっと教えてほしいんやけど。

○委員長（辻 正之君）

商工課長 豊崎 忍君。

○商工課長（豊崎 忍君）

路線価の補正につきましては、税務課から通知をいただきます。

○委員長（辻 正之君）

2番 柴田幸一郎君。

○2番（柴田幸一郎君）

ここの土地は、後ろに大きな法面があるんですけども、この法面の管理は市が行うというふうに捉えればいいんですか。

○委員長（辻 正之君）

商工課長 豊崎 忍君。

○商工課長（豊崎 忍君）

ここに関しては市管理ということです。

○委員長（辻 正之君）

4番 熊谷隆男君。

○4番（熊谷隆男君）

平成19年にといいことでありすけども、これ、もうその入る頃から、そういうことといふのはある程度提示をしてあつて、売却する際にはといふようなことゝの密約があつたんやないの。

○委員長（辻 正之君）

経済部長 鈴木創造君。

○経済部長（鈴木創造君）

密約といふのはございませぬけれど、平成19年に中小企業基盤整備機構と定期借地権の契約を行いました。その際の公正証書に、分譲価格の規定がございす。その価格から、今現在、土地が下がつて、上がつてるといふものを税の評価のほうで、先ほど申し上げた路線価格の補正といふことなすけど、それをかけたものが今回、売買価格といふふうになつておりますので、よろしくお願ひします。

公正証書に記載してあるものを元に計算しておるといふことになす。

○委員長（辻 正之君）

4番 熊谷隆男君。

○4番（熊谷隆男君）

これは失礼いたしました。

といふことで、路線価でいくと89%下がつてるといふことであつて、この税務課のほうに聞かないかんような話になるわけすけど、普通、土地をかう場合は、不動産屋さんが近所のところで最近で買った価格といふのが非常に民間では当たり前の話になつるとるわけやけど、そういうことじゃなく路線価でといふことであつと、ここの価値は下がつるとるんだといふような認識でいい、そういうことであつたわけすかね。

○委員長（辻 正之君）

経済部長 鈴木創造君。

○経済部長（鈴木創造君）

路線価の算出については、私どもで詳細をお答えできませんけれど、計算については不動産鑑定士等が土地売買価格の事例などを基に算出しておりますので、おっしゃるとおりの状況といふものが反映されたものが、その路線価だといふふう理解しております。

○委員長（辻 正之君）

ほか、よろしいでしょうか。

7番 柴田増三君。

○7番（柴田増三君）

結果的に売つちやつたといふことやもんで、もうこれからは貸借料は入らんといふことやけど、仮にこれ売られたので、反対に固定資産税といふのは、もうそれに代わつて入つてくるといふことでいいすね。

○委員長（辻 正之君）

商工課長 豊崎 忍君。

○商工課長（豊崎 忍君）

おっしゃるとおりです。

○委員長（辻 正之君）

6番 樋田翔太君。

○6番（樋田翔太君）

今回、住所が2つありまして、それぞれを一括で出されてるのは、購入先が一緒であるし、事業形態としても一緒に使ってるからかなと思うんですけども、ちょっとその辺の説明をお願いしたいです。お願いします。

○委員長（辻 正之君）

商工課長 豊崎 忍君。

○商工課長（豊崎 忍君）

今、議員がおっしゃったとおり、今回、株式会社ハナノキに土地の賃貸から購入をお願いしますという話をさせていただいてる中で、ハナノキさんのほうからも一括でということで回答いただいておりますので、そのように処分させていただきました。

○委員長（辻 正之君）

6番 樋田翔太君。

○6番（樋田翔太君）

そうしますと、ハナノキさんは住所が2つあるので、どちらかが本社というか、その工場の地番になるかと思うんですけども、代表はどちらかになるんですか。

瑞浪第1、第2みたいな感じなのか、それともどちらかが本体なのか、どうでしょうか。

○委員長（辻 正之君）

経済部長 鈴木創造君。

○経済部長（鈴木創造君）

本社のほうは北名古屋市なんですけど、瑞浪工場の一番の代表としては、2002番地が代表というふうにお聞きしております。

○6番（樋田翔太君）

はい、分かりました。

○委員長（辻 正之君）

ほか、よろしいでしょうか。

1番 成瀬徳夫君。

○1番（成瀬徳夫君）

参考に教えてほしいんですけど、今までの賃貸料、幾らもらってますか。合計でいいです。

○委員長（辻 正之君）

商工課長 豊崎 忍君。

○商工課長（豊崎 忍君）

今までの合計ということで、平成19年からの合計で6,277万円です。

○委員長（辻 正之君）

ほか、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにも発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（辻 正之君）

これより、本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第72号 財産の処分については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第72号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（辻 正之君）

次に、議第68号 瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の説明を求めます。

予防課長 大島正尚君。

○予防課長（大島正尚君）

それでは、議第68号 瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案集の8ページ、議案資料の7ページをお願いいたします。

今回の改正は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準に定める省令の改正に伴い、蓄電池設備に係る基準の見直しと、固体燃料を用いた火気設備の離隔距離を定めるなど、火災予防上必要な所要の改正を行うものでございます。

条項ずれや文言整理等を除き、主な改正内容をご説明いたします。

議案資料の8ページ、新旧対照表をお願いいたします。

第13条第1項では、蓄電池設備の規制対象に係る単位を「アンペアアワー・セル」から、「キロワット時」に改めることとし、その容量が10キロワット時以下のものと10キロワット時超20キロワ

ット時以下のもので出火防止措置が講じられたものは、規制の対象外とするものです。

また、開放型鉛蓄電池を用いたものについては、耐酸性の床等に設けなければならないとするものです。

同条第3項では、屋外に設ける蓄電池設備については、原則として建物から3メートル以上の離隔距離が必要であるが、一定の条件を満たせば離隔距離は不要と定めております。

次に、10ページをお願いいたします。

別表第3では、固体燃料を用いた厨房設備として「炭火焼き器」の離隔距離を新たに加えてございます。

議案集の10ページをお願いいたします。

最後に附則でございます。第1項では、この条例は令和6年1月1日から施行することとしております。第2項から第4号までは、経過措置を定めてございます。

以上、議第68号の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（辻 正之君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に、質疑はありませんか。

6番 樋田翔太君。

○6番（樋田翔太君）

議案資料の10ページだと思うんですけども、ここに固体燃料のことが追加されたんですが、ちょっと下線部が多過ぎて、全部引かなきゃいけないんだろうことなんですけども、どこが変わったかというところが見づらいですよね。資料の問題だなと思うんですけども。

ちょっと、これは別に回答はいいんですけども、もうちょっと工夫した出し方をしないとこれは、変わったところを探そうとしても難しい。

○委員長（辻 正之君）

答えはなしでいいですね。

ほか。

2番 柴田幸一郎君。

○2番（柴田幸一郎君）

今回、これが対象になるような、市内ではどれだけあるのか把握されております。

○委員長（辻 正之君）

予防課長 大島正尚君。

○予防課長（大島正尚君）

まだ、その点は把握できておりません。

○委員長（辻 正之君）

ほか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（辻 正之君）

これより、本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第68号 瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第68号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（辻 正之君）

ここで、暫時休憩をしたいと思います。

休憩時間は、入替え時間だけでお願いいたします。

午前9時23分 休憩

午前9時25分 再開

○委員長（辻 正之君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（辻 正之君）

議第67号 瑞浪市残土処分場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の説明を求めます。

土木課長 中村恵嗣君。

○土木課長（中村恵嗣君）

おはようございます。それでは、議第67号 瑞浪市残土処分場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明します。

議案集は6ページ、議案資料も6ページとなります。

議案資料で説明をさせていただきます。

この条例の改正は、瑞浪市で排出されるリニア中央新幹線事業における建設発生土を日吉町の半原にある瑞浪市残土処分場で受け入れるために、条文の整備を行うものです。

今回の改正内容は、今まで原子力研究開発機構が排出していた土砂を受け入れていましたが、これをリニア中央新幹線事業で排出される建設発生土に変更すると、あと、使用料を改定するための所要の改正となります。

新旧対照表をご覧ください。

第1条にて、「独立行政法人日本原子力研究開発機構が排出する土砂」を「瑞浪市で排出されるリニア中央新幹線事業における建設発生土」とします。

別表では、使用料について、2トン車1台は「3,100円」から「4,000円」、4トン車1台は「6,100円」から「7,800円」、8トン車1台は「1万2,200円」から「1万5,600円」、10トン車1台は「1万5,300円」から「1万9,600円」に引き上げます。

附則についてご説明します。議案書の6ページをお願いします。

第1項で、この条例の施行日を令和5年12月1日としますが、次項に規定する準備行為については、公布の日から施行します。

第2項で、準備行為を規定します。

第3項で、経過措置を規定いたします。

以上、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（辻 正之君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

7番 柴田増三君。

○7番（柴田増三君）

これはリニアでの残土というか、建設発生土を受け入れるわけやけども、あそこはどれだけのキャパがあるか。どのぐらいまで。

○委員長（辻 正之君）

土木課長 中村恵嗣君。

○土木課長（中村恵嗣君）

全体で12万立米のキャパがあり、既に原子力開発機構のほうで3万立米詰まっております。なので、残り9万立米入るということになります。

○委員長（辻 正之君）

2番 柴田幸一郎君。

○2番（柴田幸一郎君）

まずは、これ、お金をどうしてこんなに大きく変えたのか理由を教えてください。

○委員長（辻 正之君）

土木課長 中村恵嗣君。

○土木課長（中村恵嗣君）

残土処分場ですけれども、残りを埋めるにあたり、原子力開発機構の地質と変わったものでもいけるかということと、あと、平成27年に盛土の規定が変わりまして、ガイドラインが国から出まして、それで一部基準が変わりました。それを検証したところ、既に埋めたところの対策工事、補強工事が要るということで、これが実際1億1,000万円ほどかかります。

この分を今回、反映させていただき、料金を算定させていただいております。

○委員長（辻 正之君）

2番 柴田幸一郎君。

○2番（柴田幸一郎君）

これ以前に、盛土に対して構造計算を行ったことがあったと思ってます。その構造計算を元にして、あと12万立米入るかなというふうに私は思ってるんですけども、確かそういうふうじゃなかったかなと、ちょっと確認で教えていただけませんか。

○委員長（辻 正之君）

土木課長 中村恵嗣君。

○土木課長（中村恵嗣君）

もともと埋まっています。それに対して、残りを埋めたらどうかということをごやっして計算すると。

○委員長（辻 正之君）

2番 柴田幸一郎君。

○2番（柴田幸一郎君）

今度このリニアを受け入れることによって、満杯になるというふうに言われています。そうすると、跡利用みたいなようなことは何か考えられているのかも教えていただけませんか。

○委員長（辻 正之君）

土木課長 中村恵嗣君。

○土木課長（中村恵嗣君）

現時点ではまだ考えておりません。

○委員長（辻 正之君）

2番 柴田幸一郎君。

○2番（柴田幸一郎君）

これ満杯になると、今度、瑞浪市は残土処分場を新たに設ける必要があるのではないかなと思いますけれども、そういったことも、もうあと数年でいっぱいになってしまうので、何か方法みたいなものも考えられているならば教えていただけませんか。

○委員長（辻 正之君）

建設部長 市原 憲君。

○建設部長（市原 憲君）

瑞浪市の残土処分場は、前に、明賀台とかに入れていましたけど、今、半原があるんですけども、その後の候補というのはまだ考えていません。

ただ、民間の残土処分があるので、そういったところに入れていくというのが今の現状です。

○委員長（辻 正之君）

4番 熊谷隆男君。

○4番（熊谷隆男君）

これ半原の説明会で、住民の許可を必要としないものだというふうに理解しておるけど、説明会を行われたというふうに承知しておるところで、前に原子力の超深地層研究所に貸しとるときに、やはりそれなりにそれ専用の道路部分というのが新たに作られたというふうに承知しとるところですけども、その辺のところでも、地元にしてみたら、草刈りも何もしてくれへん、余りに見苦しいので草刈りしたとか、いろんなようなことを聞くわけやけども、その説明会の折にいろんなことの意味が住民のほうから出たようなと想像するわけやけど、その辺のところを教えてほしい。

○委員長（辻 正之君）

土木課長 中村恵嗣君。

○土木課長（中村恵嗣君）

南垣外から半原に向かって、ダンプがよく走ることになります。地元説明会でも、今、戸狩・半原地区の中で土地が出たり、やっぱりそうなところもある。ラインも消えかけてるとか、そういう話もありました。

そういう中で、道路管理者である土木課とJRと、やはりこれはたくさん通るようになるので、それは対応していきたいというようなことで回答しています。

○委員長（辻 正之君）

4番 熊谷隆男君。

○4番（熊谷隆男君）

それはJRが担ってやってくれるということの約束なのか、市のほうでその道路に関しては管理しますよと。おおむねそのほかに民家につながるとか、そういう道路でもないし、生活道路でもない道路であるので、しっかり管理をされるということを言ったということによろしいか。

○委員長（辻 正之君）

土木課長 中村恵嗣君。

○土木課長（中村恵嗣君）

まず、道路管理者は瑞浪市ですので、瑞浪市で管理をする。その中で出てるものに、いろいろ対応についても、それを市で行うのか、JRで行うかというのは、ちょっと協議をしながらやっていくということです。

○4番（熊谷隆男君）

管理をしっかりすることやね。

○委員長（辻 正之君）

3番 犬塚利彦君。

○3番（犬塚利彦君）

発生土の中に、ウランとかヒ素のような有害物質が含まれておる発生土が出た場合、どのように取り扱われますか。教えてください。

○委員長（辻 正之君）

土木課長 中村恵嗣君。

○土木課長（中村恵嗣君）

発生土に関しましては、JRが排出段階でかなり細かな検査をしますので、これに関しては入っていないものしか受け入れないということしております。

○委員長（辻 正之君）

3番 犬塚利彦君。

○3番（犬塚利彦君）

焼却場に現在積まれておるとは思いますけど、ヒ素の含まれた発生土が一時仮置き場として置かれとると思いますが、それは今後どのようにされますか。

○委員長（辻 正之君）

議案の範囲を超えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。終了後にまた聞いてください。

6番 樋田翔太君。

○6番（樋田翔太君）

先ほど、価格の改定のところで、処理をしなければ1億何千万円と言いましたけども、この処分場がいっぱいになったときに、市にどれくらいのお金が入ってくるかという試算はされておりますでしょうか。

○委員長（辻 正之君）

土木課長 中村恵嗣君。

○土木課長（中村恵嗣君）

はっきりは出ておりませんが、収支はプラスになるということで。

○6番（樋田翔太君）

また教えてください。

○委員長（辻 正之君）

1番 成瀬徳夫君。

○1番（成瀬徳夫君）

これ見ますと、「瑞浪市で排出されるリニア中央新幹線事業における建設発生土及び瑞浪市が発注する公共工事で発生する建設残土処分のため、瑞浪市残土処分場を設置する」と書いてあるんですけども、結局、市発注の工事も残土処分をここへ持ってくとこれくらいのお金を取られるという

ことですか。

○委員長（辻 正之君）

土木課長 中村恵嗣君。

○土木課長（中村恵嗣君）

発注者が市であれば、この分は不要ということで。

○委員長（辻 正之君）

1 番 成瀬徳夫君。

○1 番（成瀬徳夫君）

発注者が市であれば、取らないということ。使用料は。

○委員長（辻 正之君）

土木課長 中村恵嗣君。

○土木課長（中村恵嗣君）

結局、市で工事を発注すると、そういう工事費を払いまして、結局また市に入ってくるので、結局、それを取らないと。

○委員長（辻 正之君）

1 番 成瀬徳夫君。

○1 番（成瀬徳夫君）

結局、市の発注工事に関しては、残土処分は、ここ指定にすればお金は取らないよということやね。残土処分場は市が指定してくれれば。

○委員長（辻 正之君）

土木課長 中村恵嗣君。

○土木課長（中村恵嗣君）

取りません。ただ、その大前提に、基本的に市の条例にはありますけども、現時点ではJRの土を入れるということで、市の工事で今ここに入れることは考えておりません。

○委員長（辻 正之君）

1 番 成瀬徳夫君。

○1 番（成瀬徳夫君）

じゃあ、これ結局、市の発注する工事をここへ持っていけないということですね。

○委員長（辻 正之君）

土木課長 中村恵嗣君。

○土木課長（中村恵嗣君）

現時点では、うちとしては、なるべくJRさんから使用料を取って収支を上げたい。そちらを優先していく。

○委員長（辻 正之君）

1 番 成瀬徳夫君。

○1番（成瀬徳夫君）

やっぱり市の発注工事、残土処分場が非常にないということで、建設業者だとか非常に苦勞してみえるみたいなので、やはり残土処分場がないのに市が工事を発注しても、処分場がないと困ってしまっておるとというのが現状だということが、いろいろ建設業者の方から聞いておるんですよ。

そうしますと、やはりこういうところへ市発注工事の残土も入れさせてもらうようにしていかないと、本当に残土がそこらじゅう運ばれちゃう可能性が出てきてしまうので、そういうことをやっぱりちょっと考えていってもらいたいなと思ってますけど、いかがでしょう。

○委員長（辻 正之君）

土木課長 中村恵嗣君。

○土木課長（中村恵嗣君）

今、実際、民間の処分場であったり、あと、なるべくいろんな工事間で有効利用できないかということで利用したり、なるべくコストのかからないような検討をしながらやっております。

その中で、今回、処分料を実際決めておりますけども、民間の処分場はかなり安い設定になっております。なので、あえて、取らないですけど、ここに入れなくても民間のほうでちょっと。業者さんはいろいろ言われるとは思いますが、何とか民間で処分するなり、うちのほうでどこかの工事で利用するとか、そういうふうで工事発注をしていきたいと思っております。

○委員長（辻 正之君）

1番 成瀬徳夫君。

○1番（成瀬徳夫君）

変な話になって申しわけないんだけど、残土処分は安くすれば市の行政も助かる話なんで、その辺もやっぱり今後考えていくべきだなと思うんです。建設部長、いかがですか。

○委員長（辻 正之君）

建設部長 市原 憲君。

○建設部長（市原 憲君）

残土処分場を造るのに、またその費用がかかりますので、結局は同じことになってしまうのかなという部分もあります。

なかなか市のほうで探して、残土処分場としての利用ができるような候補地は、今ちょっとないので、今後はそういう民間で必要な土、さっき言ったように、流用とかしながら処分していきたいということを考えてます。

○委員長（辻 正之君）

1番 成瀬徳夫君。

○1番（成瀬徳夫君）

だから、ここに条例にうたってあるので、今度、条例を改正する案に。市が発注する公共工事で発生する残土処分をするためと書いてあるんで、やはりこの辺も考えてもらいたいと思っておりますけども、よろしくお願ひします。

○委員長（辻 正之君）

ほか、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（辻 正之君）

これより、本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第67号 瑞浪市残土処分場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第67号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（辻 正之君）

次に、議第73号 市道路線の認定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の説明を求めます。

土木課長 中村恵嗣君。

○土木課長（中村恵嗣君）

引き続き、よろしく申し上げます。

今回、議第73号から議第79号まで市道認定について7議案を上程しておりますけれども、全て民間事業者が宅地分譲するために築造した道路です。開発に当たって協議を行いまして、市道の規格に合った道路が現在できております。分譲後に家屋が建ち並び、市民が生活して公共性が高まったということで、市道に認定するものであります。

それでは、初めに、議第73号 市道路線の認定について説明をします。

議案書は16ページ、議案資料は15ページとなります。

議案資料で説明をします。15ページをお願いします。

この議案は、開発区域内の道路について市道認定するものです。

場所は下沖町2丁目、浄化センターから土岐川を下流300メートルほど下った住宅地内の路線です。赤色太矢印で示しております。

起点、下沖町2丁目53番12地先から、終点、下沖町2丁目53番7地先まで、74.7メートルを「下

沖8号線」として認定をいたします。

市道下沖8号線は、主な幅員が6メートルの車道で、先ほど申したとおり、分譲に家屋が立ち並び公共性が高いため、市道に認定するものであります。

以上で説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（辻 正之君）

ご苦勞様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

2番 柴田幸一郎君。

○2番（柴田幸一郎君）

ここはもうできて5、6年はもうとっくにたってますね。これ公共性が高いという言い方をされておったんですけども、ここの道、かなりマニアックで、その人以外使う人がないんですけど、公共性が高いと言われるのは何ですか。

○委員長（辻 正之君）

土木課長 中村恵嗣君。

○土木課長（中村恵嗣君）

私もちょっと、こうした道で市道認定するとき、一応、家が5軒以上というのを一つの目安にしております。5軒以上建っておりますので、もうやっぱりそれだけの人が住んで、公共性があるということで判断をしております。

○委員長（辻 正之君）

ほか、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（辻 正之君）

これより、本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第73号 市道路線の認定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第73号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（辻 正之君）

次に、議第74号 市道路線の認定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の説明を求めます。

土木課長 中村恵嗣君。

○土木課長（中村恵嗣君）

議第74号 市道路線の認定について説明します。

議案集は17ページ、議案資料は16ページとなります。

議案資料で説明します。16ページをお願いします。

この議案は先ほどと同様に、開発区域内の道路について市道認定するものです。

場所は明世町戸狩、明世小学校入り口の反対側に分譲された住宅地内の路線です。赤色太矢印で示しております。

起点、明世町戸狩字狭間308番10地先から、終点、明世町戸狩字狭間308番12地先まで、50.0メートルを「狭間1号線」として認定いたします。

市道狭間1号線は、主な幅員が6メートルの車道で、民間事業者が市の規格で築造した道路です。先ほどと同様に家屋が立ち上がりましたので、公共性が高く、市道に認定するものであります。

以上、議第74号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（辻 正之君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

○6番（樋田翔太君）

委員長、動議。

○委員長（辻 正之君）

6番 樋田翔太君。

○6番（樋田翔太君）

議事進行について。これ、同様のことがこの後続きます。同じ説明を何回もされますが、これは一括で議案として扱うことは難しいでしょうか。

○委員長（辻 正之君）

動議について、賛成される方の挙手をお願いします。

[賛成者 挙手]

それでは、ただ今の動議が成立いたしましたので、一括で行いたいと思います。

それでは、引き続き、議第75号 市道路線の認定についてから、議第79号 市道路線の認定についてまで、一括でご説明お願いいたします。

○土木課長（中村恵嗣君）

それでは、議第75号 市道路線の認定について説明をします。

議案書17ページ、議案資料は17ページとなります。

議案資料で説明をいたします。17ページをお願いします。

この議案は先ほどと同様に、開発区域内の道路について市道認定するものです。

場所は寺河戸町の日吉神社の東側に分譲された住宅地内の路線です。赤色太矢印で示しております。

起点、寺河戸町字河塚831番17地先から、終点、寺河戸町字河塚831番11地先まで、57.3メートルを「河塚3号線」として認定しております。

市道河塚3号線は、主な幅員が6メートルの車道です。

続きまして、議第76号 市道路線の認定について説明をいたします。

議案集は19ページ、議案資料は18ページとなります。

場所は稲津町小里、稲津幼稚園の北側に分譲された住宅地内の路線です。赤色太矢印で示しております。

起点、稲津町小里字野瀬694番1地先から、終点、稲津町小里字野瀬694番21地先まで、113.4メートルを「野瀬線」として認定をいたします。

市道野瀬線は、主な幅員が6メートルの車道で、位置図の左側の少し曲がったところが狭くなっておりますけれども、この部分は延長が19メートル、幅員1.5メートルの歩道となります。

続きまして、議第77号 市道路線の認定について説明をいたします。

議案書は20ページ、議案資料19ページとなります。

こちらの場所は、稲津町小里、稲津幼稚園の北側で、先ほどの議案より北側に分譲された住宅地内の路線です。赤色太矢印で示しております。

起点、稲津町小里字野瀬673番1地先から、終点、稲津町小里字野瀬674番5地先まで、70.7メートルを「野瀬1号線」として認定をいたします。

市道野瀬1号線は、主な幅員が4メートルの車道で、中ほどに転回広場が設けられております。こちら公共性が高くなっておりますので、市道認定をいたします。

続きまして、議第78号と議第79号、こちらちょっと一つで説明をさせていただきます。

この2議案ですけれども、稲津町小里地内の分譲地内を、先ほどの補正と同様に市道認定するものです。

議案書の21ページと22ページ、議案資料は20ページと21ページになります。

議案資料で説明をいたします。20ページをお願いいたします。

位置ですけれども、図面では深山さんの南側、小里川沿いの市道から分岐された分譲地内の路線です。

議第78号の赤色太矢印の線は、起点、稲津町小里字三角947番9地先から、終点、稲津町小里字三角947番1地先まで、78.0メートルを「三角線」として認定をいたします。

主な幅員は6メートルです。

続いて、21ページをお願いします。

議第79号の赤色太矢印は、先ほどの議第78号の途中から枝分かれした路線で、起点、稲津町小里字三角947番8地先から、終点、稲津町小里字三角947番10地先まで、19.5メートルを「三角1号線」として認定をいたします。

主な幅員は6メートルです。

全ての議案で家屋が立ち並び、公共性が高まったため、市道認定をするものです。

以上で、議第74号から議第79号の市道路線の認定についての説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○委員長（辻 正之君）

議第74号から議第79号 市道路線の認定についての6議案について、質疑はありますか。

1番 成瀬徳夫君。

○1番（成瀬徳夫君）

議第76号なんですけど、これ稲津公民館のほうへ向かって細い部分があるんだけど、この稲津公民館北側の道路というのかな。取り付け道路。その認定道路のことなんですけど、これは市道なんですか。

○委員長（辻 正之君）

建設部長 市原 憲君。

○建設部長（市原 憲君）

確かこれは瑞浪市の敷地になってまして、公共性はあります。さっき言った歩道の部分からずっと抜けて、西側のほうにも出れるようになってますので、市道かどうかちょっと確認しますが、歩道として通り抜けできるような状況になってます。

○委員長（辻 正之君）

1番 成瀬徳夫君。

○1番（成瀬徳夫君）

今回、ずっとこれ見ますと、議第74号、議第75号、議第76号、議第77号、議第78号、議第79号、みんな袋小路になってしまってるわけなんだけど、これ袋小路といろいろ問題があるような気がするんだけど、その辺の対応っていうのはどうされますか。

○委員長（辻 正之君）

土木課長 中村恵嗣君。

○土木課長（中村恵嗣君）

これについては、幅員が6メートルを確保しておればということです。仮に、4メートルもありましたけど、真ん中に今、転回があるということで、細い道で行き止まりだとさすがにそれはちょっと難しいですけど、一応、6メートルというのを基準に考えております。

○1番（成瀬徳夫君）

分かりました。

○委員長（辻 正之君）

7番 柴田増三君。

○7番（柴田増三君）

先ほどの稲津の野瀬のところですけども、議第76号。一部、1.5メートルの幅員でということですね。ちょっと曲がった細いところがあるわけやね。そこも市道認定したという経緯はどういうことですか。つながるとだけの話なのか。

通常、言い方やと、最低4メートル幅がないと市道に認定してこなんだわけやけど。

○委員長（辻 正之君）

土木課長 中村恵嗣君。

○土木課長（中村恵嗣君）

あくまで歩道という位置づけで認定しております。

○委員長（辻 正之君）

土木課長 中村恵嗣君。

○土木課長（中村恵嗣君）

先ほどご質問がありました取り付けに関するところですけども、ちょうど階段を下りるところまで市道として認定をしております。

○委員長（辻 正之君）

ほか、ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（辻 正之君）

これより、本6議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第74号から議第79号までの6議案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第74号から議第79号までの6議案は、原案のとおり可決されました。

○委員長（辻 正之君）

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

審査結果の委員長報告については、委員長に一任願います。

○委員長（辻 正之君）

ここで、暫時休憩といたします。

執行部の皆さんは退席してください。

ご苦勞様でした。

委員の皆さんは、休憩時間は、午前10時15分までといたします。

休憩後は、委員会視察の成果についてを行いますので、よろしく願います。

午前9時58分 休憩

午前10時13分 再開

○委員長（辻 正之君）

それでは、よろしく願います。休憩前に引き続き始めたいと思いますので、願います。

○委員長（辻 正之君）

それでは、2、委員会視察の成果についてを議題とします。

行政視察、山口県防府市、山口市についてを議題といたします。

8月22日、23日と山口県防府市と山口市へ視察に行っていました。

犬塚委員は大変残念でしたけども、欠席ということで、そのほかの皆さんは大変お疲れ様でした。

委員会視察について、次の定例会までに間に合うように、報告書を提出していきたいと思っておりますので、本日は委員の皆さんお一人お一人から成果をお伺いし、報告にまとめたいと思っておりますのでよろしく願います。

まず最初に、防府市のクリーンセンターについて、順番にお伺いしていきたいと思っておりますので、一言ずつ1番からよろしく願います。

○1番（成瀬徳夫君）

私、委員長に文書で送ってあるんだけど、防府市のクリーンセンター、平成26年4月に110億円の予算で民間活力を生かした経済で建設されております。

この可燃ごみの焼却に伴う熱を利用して、蒸気なんですけども、発電を行っておるということで。また、生ごみからバイオガスを発生させて、発電の効率を上げておりますよということでございます。

人口規模は違うんですけども、瑞浪市も、あと15年後には焼却施設を新しく作らないかん時期になると思いますので、もう今からこういうことを検討していく時期であるかなと思って、いろいろ参考になりました。

以上です。

○委員長（辻 正之君）

ありがとうございました。

それじゃあ、2番 柴田幸一郎君。お願いします。

○2番（柴田幸一郎君）

私がクリーンセンターで最も勉強になったのは、10リットルのごみ袋が1枚13円で、すごい安いことです。大体、瑞浪市の10分の1だろうと思ってます。

これは、技術の高い施設とごみに対する意識の高さだと僕は思います。技術の高い施設とは、今言われたメタンガスを作成し、そこから電気を作っていること。これがごみ袋を安価にさせる一番の理由かなと思ってますし、ごみに対する意識の高さとは、メタンガスを作成するのに酵素菌が多量に必要で、その菌が農薬を初めとする化学成分に大変弱い、市民一人一人が理解しているからこういうことができるだろうと思っています。

防府市の職員に施設見学中に質問したことがあります。3万5,000人の人口でサーマルリサイクル、発電施設ができるだろうかと聞きました。回答は、1日150トンの排出量があるからサーマルリサイクルができる。1日120トンであると効率が悪くなる。また、多い量も効率が悪くなるというお答えでした。

防府市は人口が11万人で、大体150トン程度が出てくるので、効率の良い発電ができるだろう。もし、3市の共同でクリーンセンターができた場合、20万人都市となるので、ごみ処理量が多くなって、効率がもしかすると悪いかもかもしれないが、サーマルリサイクルができたならば、瑞浪市も13円のごみ袋が可能になるかもしれないと期待しています。

○委員長（辻 正之君）

それでは、4番 熊谷隆男君。お願いします。

○4番（熊谷隆男君）

今の柴田幸一郎委員の良い意見やなと思って、そういうのが3市であれするときには瑞浪市がそういうことも、ということの要望せないかんということで言えば、まだ話が上がってない部分でもありますけども、伝えたらいいなと。

もう一つ、僕、ごみ袋については、かつて土岐市も瑞浪市の5分の1、10分の1というようなきがあって、これは何で変更になるかって、要は利用者負担の部分が大きくなるか、ごみ袋のね。そうじゃなくて、一律安くして、税金で賄うかという議論になったときに、たくさん出す人の分も少なく出す人が面倒見なきゃいかんと、税金で補えば。1枚当たりの単価を下げて喜ぶのは、たくさん出される人。独居やそらの人は、税金でその分をそちらに持っていかれるわけですので、というような議論があったというようなことで、袋の価格に反映しないだろうということは僕は思いますけども。

ただ瑞浪市ももう計画で、広域になるかどうかということがはっきり決定しないと難しいことでもありますけども、そういうことを目指すのであれば、そのときにある程度そういう意見が言えるような研究を行政がもう始めなければいけないな。

今聞いて、確かに規模が変わる。ただ、一番大事なことは、それ本当に確信的にクリーンセンタ

一がそうなるのかということが分からないので、そちらのほうも進めていただきたいということを痛切に願うところです。

以上です。

○委員長（辻 正之君）

はい、ありがとうございました。

では、5番 小木曾光佐子君。

○5番（小木曾光佐子君）

私も規模が大体、全然違い過ぎるところはありましたけど、今、皆さんおっしゃるように、広域化ということを考えれば、いい視察だったかなというふうには思います。

さっきの電気の話が出ましたけど、年に2,400万キロワット、年間で6,000件分の電気を作ることができる。その半分を施設で使って、半分売電するということで、施設に対する経費が安く済み、なおかつ売るということで収入が得られるというので、このサーマルリサイクルはいいなというのを感じました。

それから、生ごみ処理機の補助をやってたんですね。瑞浪は前やってたんですけど、今やめちゃったということがあって。これはもう一回。前に私も一般質問でやったことあるんですけど、「やりませんか」、「普及したのでやりません」と言われちゃったんですけど、もうほとんど使ってる家庭がないので、やってほしいなと思った。一般質問に入れたいなと思いました。

以上です。

○委員長（辻 正之君）

6番 樋田翔太君。

○6番（樋田翔太君）

一番秀逸だと思ったのは、生ごみの分別方法かなと思いました。ばらばらにして落とすだけで、風を当てて、紙類を飛ばして、生ごみを落とすということで、あれで大分、生ごみの含有率は下がるんだなということで驚いたところです。

それによって焼却にかかる燃料費が下がるということは良いことかなと思います。

ただ川口市とか前に行ったことがあるので、比較しながら見ましたけども、やはり持ち込まれた粗大ごみとか家庭の大きいごみ、まだ使えそうなものを分別して、更にそこから再譲渡する仕組み。あそこのところがやはりごみ全体の総量を減らす仕組みとして取り入れていくべきかなと思ったので。

ただ瑞浪市の規模でそれができるかできないかというところよりも、今後の広域化に向けた検討の中で入れてほしいなというふうに感じました。

以上です。

○委員長（辻 正之君）

ありがとうございます。

それでは、7番 柴田増三君。

○7番（柴田増三君）

皆さん同じようなことやろうと思うけど、すばらしい施設やったなと思うけど、最終的に広域化を考えたときに、ああいうことも考えられるのかなという気がしました。

さて、次に、広域化になったときにどこに広大な土地を確保してやるような部分ができるのかなというところまで一度検討する必要があるなと考えてみましたけど、大変厳しい部分があるのかなという気がしました。

それから、3Rの事業というのは、かなり徹底してて、今、樋田委員が言ったように、使えるものと結構出されるんやけど、それを使ってください、ただでも持っていつていただけるような、その場所があったと思うんやけど、せっかく新品に近いものもあるので、そういったものはやっぱり再利用するような形で何とか考えていけるといいかなということと。

袋の問題は、利用者負担というのをやっぱり考えなあかんかなと思ったけど、あそこは売電の中で、電力を生んだらそれをやっていますということやったもので、考え方が全く違うかなという気はするんやけど、税金で賄うものか、その今の袋の部分というのは、利益者負担というのとはやっぱり考えない。

税金ばかりでなくて、大変出す人は大変出すような形でやるべきじゃないかなというのが基本的なことだと。大変すばらしい施設やなと思いました。そんなところができればすばらしいなと。

○委員長（辻 正之君）

ありがとうございました。

それでは、次に、私としては、防府市のクリーンセンターですけども、施設の廃棄物資源循環分野におけるカーボンニュートラルが重視されてまして、それで、設計から施工、運営を民間企業に委託したDBO方式、デザイン・ビルド・オペレートによる運営をされていたというところがとてもすごいなということで、あと、容器包装のリサイクル法に完全対応しているリサイクル施設として、ごみ焼却バイオガス焼却施設で、高効率廃棄物発電をしていたというところが非常に興味を持ちました。

○4番（熊谷隆男君）

あれ、普通の市民が訪れやすいというかさ、今のクリーンセンターやと汚いものを捨てに行くだけの場所になっているけど、市民の皆さんがごみに対する意識の啓発をするということが非常に進んだら。理解を求める姿勢がやっぱりあの場所にあるなということと、それは今でも、もうちょっと一般の人がどうやって処理しとるぐらいのことができるん違うかなんていうようなことを思って、身近なものになつとるなと、クリーンセンターが。そんなようなこと。

○委員長（辻 正之君）

ありがとうございました。

それでは、引き続き、次に移りたいと思います。

山口市の農山村地域活性化ビジネス支援事業と、それから、新山口駅北地区の重点エリア拠点施設整備及び山口市産業交流拠点施設について一言ずつお伺いしたいと思いますので、またよろしく

お願いします。

7番 柴田増三君から、よろしくお願いいたします。

○7番（柴田増三君）

農山村ビジネスという言い方は違うけど、瑞浪市においてもそういう補助事業、似たようなことがあるのかなという気がしましたが、ここら辺のところでは、要は過疎対策みたいな形の部分やったかなという。

ある意味、商店がそこでやっとなった人が廃業される。その後に使って、いや働いていた人が使うという方に。要は地域の活性化やら、人口が減少していっちゃつとる、そういうところでの過疎対策みたいなことのビジネスやったかなという気がします。

ただ、ビジネス的には瑞浪市も補助金を随分出した形で、起業的な部分やつとるので、この辺の部分は似たようなことかなと思いました。

あともう一つ、一緒に言えばいいの。

○委員長（辻 正之君）

別々にしますので、農山村だけでお願いします。

○6番（樋田翔太君）

いいですか。

○委員長（辻 正之君）

お願いします。

○6番（樋田翔太君）

良い取り組みだったなと思ったのと、補助率が高いのに驚いたことでありますとか、人口減少率の高いエリアに限定して補助金を出していたこと。それが大きいかなと。

あと、本市の場合だと、美容院とか、そういうところに出す対象が偏ってしまって、審査がやっぱりあれぐらい厳しく見て、何度も出してくるというようなところがあってもいいかなと思います。

ただ、認めるのに補助率が高いんで、その分厳しい審査をしてるなというところが魅力的だったかなと思います。

以上です。

○委員長（辻 正之君）

ありがとうございます。

5番 小木曾光佐子君。

○5番（小木曾光佐子君）

私も市内21地域があるんですね。これ山口市は。今、瑞浪は8地区なのに、だから、かなり大きい市であったということと、やっぱり皆さん言われるように、周辺地の過疎化をしているところに対する支援というので、一緒になってない。瑞浪市はただ起業でやってますけど、農山村っていう人口減少するところのみ対象というのがすごくおもしろいということと、補助率も、その地元の人の場合だと、3分の2、よその人だと2分の1というふうに分けて、その人が移住したほうが補助率

が高くなるので移住しようかなと思うというところにまでつながってたというのは、すごくおもしろいなというふうに思いました。

その産業が、農業、畜産業、水産もあったのかなというようなので、瑞浪市には余りないようなものまであったので、反対に事業継承、レストランとナシ園でしたけれど、辞めるといったところを別の方がそれを引き継いで、従業員まで引き継いだり、あるいはナシ園を復活させたり、観光農園にしたりというのでやられたので、瑞浪もこれから事業継承の部分でそういうところが発揮されるといいかなというふうには感じました。

○委員長（辻 正之君）

ありがとうございました。

では、4番 熊谷隆男君。

○4番（熊谷隆男君）

もう言われたとおりで、今度の総合計画にもつながるところで、市長に聞こうかしらんと思っただけで、要は皆、今まで自分は総合計画なんかでも、全て同じように平等に、村に住む人も町の人にもみんな平等のイメージで高機能な部分も考えるわけやけども、もう農山村エリアというふうな区分けの仕方で、それに対して使うことを、ほかの人、ほかの市民もが了承してあげると。

それで、なおかつ地域によってはまるきり違う、今の海や山でもあるけども、陶と日吉とでは、町も違うし、そういうものに対してもうちよっときめ細かい支援なり対応というのをやるんやなど。こういうことはもうやりますよと言って、同意を得るということが、総合計画なんかでも、もうこういうことでやるんですよと。

それと、この間までは僕は総合計画のときに、こちらばかり優遇しとってあかんやないかと怒りよったけど、ちょっと意見がここで変わって。

これはね、やっぱりやってあげて、それを寛容に町中の人は認めてあげる、駅前のことをやるやつを、みんなそう関係ないけど、申しとるわけやから、農山村のことに関しては、過疎地域のことに対してはそれなりの対応を別途してもらえれば。

そういう区分けがね、町のつくりとか、対応が違うなとことで、重要やないかなというふうに思いました。

○委員長（辻 正之君）

ありがとうございます。

2番 柴田幸一郎君。

○2番（柴田幸一郎君）

私は瑞浪市の創業支援事業の山村バージョンかなというふうな感じで見てました。瑞浪市でいうと、カマドブリュワリーや清涯荘がそれに相当するのかなと思いながら一緒に見ていました。

公認会計士の加藤真先生の講義で、「倒産する会社の特徴に、珍しい商品を提供し、ブームが去ったときの対応が下手な企業が倒産する」と言われていた。本事業は5年以上の継続が条件となっています。

5年はブームが去ることだ。こんな田舎にフランス料理を食べて作るレストラン、ランド、キャンプブームに乗っただけのキャンプ造成、貸し別荘をする企業、夏しか客が来ないサップなどのマリンスポーツを提供する企業、競技人口が少ないビーチサッカー企業。大丈夫だろうかと思議に思いながらこれを見ていました。

地元住民が過疎化で地域愛がなくなっているのに、本当に客は来てくれるのか心配です。

○委員長（辻 正之君）

ありがとうございます。

1番 成瀬徳夫君。

○1番（成瀬徳夫君）

私は、この農山村地域活性化ビジネス支援について、これ農業とか林業に対して、そういう支援がたくさんあるというふうなつもりで行ったら、決してそんな、農山村の過疎地域でいろいろ事業をやられる場合に補助金を出すということなんで、ちょっとこれ、私どもが視察に行った考えとちょっと違うなと思って聞いてきたんですけど、瑞浪市のやってることなんだけども、やはり農山村過疎地域に特化した形でやっているなというところが、ちょっと私は引っかけたところございまして、この辺も瑞浪市もこういうところにやっぱり目を向ける方法も考えないかなのかなという気はいたしました。

以上です。

○委員長（辻 正之君）

ありがとうございました。

私からは、農山村活性化ビジネス支援事業の視察をしまして、農村と都市が共存・共栄するまちづくりというのがされていたということを感じました。それが3地区ありまして、過疎地域と中山間地域、それからあと、そこに当たらなくても、人口が少なくなった地域ということで、ここでききますと合計9地域が農山村エリアというふうに指定されてましたので、その地域がこれから衰退していかないように、地域活性化の取り組みが行われていたということを感じました。

この中では、特に地域経済を盛り上げるために、移住の促進を図るというようなことが盛り込まれていたということで、地域でいろいろ事業を行うために、補助率上限600万円という設定がされてまして、それを審査されて事業がなされているということでしたので、こういったことも非常に参考になりましたので、勉強させていただきました。

以上になります。

それでは、続いて、ちょっと先ほど分けましたけれども、山口市、山口駅北地区重点エリアと、それから、山口市の産業交流拠点施設について、またお伺いしたいと思いますので、よろしく願います。

今度こちらから。1番 成瀬徳夫君。

○1番（成瀬徳夫君）

この施設は非常に大きな施設だったんですけども、5年前に会派で山口市へ視察に行ったときに、

我々はまず新山口駅に降り立って、そこで在来線に乗って、山口駅に行ったわけなんだけど、もうその時分からやってたんやね。でなきや、5年後、もう今ないわけなんで、やってたの全然知らなかったんだけど、やはり実際に行ってみて、こんな大きなものができたんだということだけ思ったんだけど。

実際このPFIでやってるということなんで、やはり向こうPFIというのは相当急いでやってるかなと思っておったところでございます。

余りにも大き過ぎて、私どもはこれはいいなと思うだけで、さあそれを瑞浪市に生かせようということとはなかなか難しいなというところもあるんですけども、あの中にある施設に関しては、やっぱりこういう施設が必要かなということもあったんで、その辺も一応参考になったということでございます。

稼働率が、コロナ禍においても50%を超えとったというのはびっくりしたんだけど、やはりこれはPFIの関係で、民間の活力を使っておるからこういうふうになったのかなと私は思うんですけども、そんなことでちょっと参考にはなりました。

○委員長（辻 正之君）

ありがとうございます。

2番 柴田幸一郎君。

○2番（柴田幸一郎君）

私は民間の企業力にすごく憧れました。最大2,000人が収容でき、上白石萌音ちゃんや、田原俊彦さんが来てくれて、これでなんとびっくりしたのは、日本の全部のドームを満員にすることができる小田和正さんまでコンサートをやった。

多治見にも1,700人のホールが存在するけど、小田和正さんは来たことがない。これは民間企業の企業力の差が出てくるだろうと思ってます。

5分の1の400人ホールで、瑞浪は何ができるんだろう。東京から近いかもしれないけども、小田和正さんは来てくれないかもしれないし、でも民間企業の力があれば、きっといろんなことができるだろうと私は期待が広がった。

以上です。

○委員長（辻 正之君）

ありがとうございます。

それでは、4番 熊谷隆男君。

○4番（熊谷隆男君）

やっぱり県庁所在地の施設なので、これぐらいはあるんやろうなと思う、岐阜市に作るような話やもんで、思ったところで。ただ方向性として、あれだけの収容人数、人口減少してきよる中で本当に必要なのか。何回稼働するんやろとかいろいろ思って、空調だけでも大変やろうな、お金がかいろんことを思ったわけやけど。

瑞浪市が今示しておる駅北の公共施設は、むしろ逆行して小さくしようということになってくる

と、今、柴田幸一郎委員が言ったみたいに、いろんなそういう多様でと言ったら、キャパが必要で、採算割れするから恐らく出てこないとか、呼べない状況というのがあるわけよね。700人でも来ないっていうのが今の総合文化センターでも採算割れしてしまうということで、利用者が少ないということがあると、ますます大きいことをやるときにはほかへ頼まなきゃならなくなるんじゃないかということで。

かといって、本市が示しておるのは小さいもののホールを作るということでありますので、それを今度、あそこの動線やらほかの施設なんかもみんな関連した、PFIやああいうものというのが、非常にうまくされてるということで、ああいう知恵の活用は随分必要ないかなと。皆さんが利用しやすいということが大事じゃないかと今話しながら、一般質問の要旨に入れておるので、ここで終わります。

○委員長（辻 正之君）

5番 小木曾光佐子君。

○5番（小木曾光佐子君）

とにかく、うらやましいと思って施設を見ました。一番はその2,000席のメインホールですけど、可動式であったということがすごく良く、瑞浪市もそれができるのかどうか分からないけど、400席なんだけど、フラットになっちゃう。あとまた使い道があるのかなと感じたりもしました。

とにかく若者が将来ここで起業してという、そのためのラボがあったり、それから、健康管理のためのフィットネスがあって、その上には整形の病院まであって、その一貫性がすごくあるなど感じました。

やっぱりちょっと瑞浪市もMビルとか多びす屋とかやってますけど、ばらばらに施設があって、余り利用者がいないんですけど、あの施設の中でそういうふうなもので出店をして、1カ月間だけ出すとかで、あのとき皆さんにお渡ししましたが、あそこで買ってきたサツマイモのポテトチップスはめっちゃめっちゃうまかったです。

やっぱり民間活力が一番だなと思いました。

以上です。

○委員長（辻 正之君）

ありがとうございました。

6番 樋田翔太君。

○6番（樋田翔太君）

規模感が違い過ぎて、無理かなと思いました。特に瑞浪市の場合は教育系の財産ですので、興行が打てないですよ。だからそういった意味も含めると、あそこは産業振興の拠点として整備されたということで、事業の目的が違くと。そこは大きな違いだと思いました。

だから、2,000人のホールを例えば瑞浪に作ったとして、1,700人の多治見のホールがありますよね。だから、その差別化をしないと、うちに作る意味がどれだけあるのかということをちゃんと検討する必要があると。

瑞浪のホールだって、年間に10日も満杯になることはないかなというふうに思ってるんですけども、空いてるものを持てばそれだけ費用がかかると。それをちゃんと理解した上で、この複合施設を今後作るんですけども、そこに対して、こういった事例もあるけども、うちではどうなるんだということまで落とし込むとすると、良かったのは産業支援やフィットネスですか。健康増進とか、そういったところがついとったのは良いことかなと思いました。

予算規模的にはちょっと難しいですが、取り入れるところは取り入れたいなと思いました。

以上です。

○委員長（辻 正之君）

ありがとうございました。

それでは、7番 柴田増三君。

○7番（柴田増三君）

とにかくすごい広いところ、人口規模が違い過ぎるので難しいなと思ったけど、あそこの状況で、女性の方は稼働率80%と言われたけども、80%をずっと続けるのも非常に難しいということと、興行そのものが、あれ新幹線駅があそこに、新山口があって、いろんなところで大きなイベントやられて寄ってくるということやけど、滞留してそこに残るとか、そういうことを考えると、やっぱり周辺にもっと人口が集まってきて、アパートだとかいう住むところがある程度できてこないと、あそこのあれだけだっ広いところをずっと全て維持していくのは、もう大変な事業やなということですよ。

ただ、PFIでできとることが、その今の企業さんがそれだけメリットを感じてそこに参入してくるということに対しては、やっぱりそういうメリットがないと入らないし、瑞浪市が仮にやろうとすると、駅前開発そのものを今、PFIでやるにしても、どこに収益を上げる場所を考えられるかなということ、PFIで企業さんが手を挙げて入ってくれるのかなというのは大変難しい部分があるなということ。

それから、2,000席ある、フラットにできるということで、プロレスやとか自動車ショーか何かをやるということやけど、瑞浪市ではとても考えられる部分じゃないし、逆にコンパクトな中で利用率を上げて皆さんがしっかりとした利用を考えるような施設にしていたほうがやっぱり、今の文化センターもそうやけども、再利用するというような形の部分も言ってみえた人もあったんやけど、結局ホール自体がずっと今までなかなか使われてない。

そういうことを考えると、やっぱり400席で頻繁に行われるような利用が便利になるような形のほうがいいのかなという、改めて感じたけども、余り大き過ぎて。

下の空間が全く誰も人がおらんというようなイメージを受けたし、今でこそ喫茶店が入ってみえるかもしれんけど、あれは普段あのままやったらやっていけんかなというふうな感じを受けました。

以上です。

○委員長（辻 正之君）

ありがとうございました。

私としては、拠点施設の視察を行いまして、このエリアがにぎわいや交流をもたらす核となる施設というようなことが印象に残りました。

山口市の産業交流の拠点施設である「K d d i 維新ホール」ということでしたけれども、整備に当たっては、先ほど言われましたように、設計、建設、運営等を民間事業者によるP F I的手法として行われたということで、あと資金調達も、本来P F Iで民間ということでしたけれども、ここでは、山口市が資金を出して、公共で通常どおり調達したということで、この基金の中では合併特例債や、市の財源などを活用されたということでした。

産業交流拠点施設の具体的な機能は、皆さん言われたように、メインホールが最大2,000人収容ができて、可変式メインホールであったということ。あと、会議室や産業支援機能、あるいは産業交流スペースの巡り場、健康づくり、メディフィットラボですかね。それからあと、シェアハウスというのがあって、アカデミーハウスというのが設置されていたということが、非常にやっぱりそういうまちづくりに力を入れた考え方を取り組んでみえたという印象がありましたので、報告としていきたいと思います。

付け加えることがあれば。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、皆さんからいただきましたご意見を参考に、報告書を作成していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。そして、議長に提出しますので、よろしく願いいたします。

○委員長（辻 正之君）

これをもちまして、令和5年第5回経済建設委員会を閉会いたします。

長時間にわたりご苦勞様でした。

午前10時46分 閉会